

## 2 自転車の正しい乗り方 (警視庁リーフレットより一部抜粋)

### 自転車の交通ルール

#### ① 交差点で右折するとき

できるだけ道路の左端によって交差点の内側までまっすぐ進み、十分減速をおとして曲がらなければなりません。【道路交通法第34条】



#### 二段階右折

信号機のある交差点を右折する場合は、信号で交差点の前より側道でまっすぐ進み、その地点で右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。

#### ② 道路の横断

##### 自転車横断帯

道路を横断しようとするときは、その付近に自転車横断帯がある場合は、それによって横断しなければなりません。交差点に自転車横断帯があるときは、この横断帯を進行しなければなりません。【道路交通法第63条の6、第63条の7】



##### 横断歩道 (自転車横断帯が設置されていない)

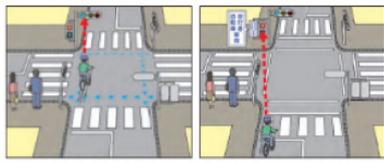
横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断歩道に歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったまま通行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、自転車から降りて押し通すようにしてください。【交通の方法に関する教則】



#### ③ 自転車が従うべき信号

##### 信号機

信号は、対面する信号機に従わなければなりません。【道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条】



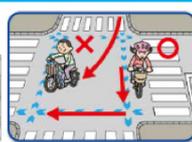
「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合は、車道を進行する自転車も歩行者用信号機に従わなければなりません。【道路交通法施行令第2条】

※ただし、歩道を走っている時は歩行者用信号を優先。

### 交差点や横断歩道での注意

#### 交差点を右に曲がるとき

●自転車は、交差点をなめにわたることはできません。道路の左端によって交差点の内側までまっすぐに進み、安全を確認して直角に曲がります。



#### 交差点をわたるとき

●車の運転手さんが気づいていないこともあり、運転手さんが自分に気づいているか確認してから進みましょう。



#### 横断歩道をわたるとき

●横断歩道に自転車のマークと線があるときは、その中を走ってわたります。



●横断歩道に自転車のマークと線がないときは横断歩道を通れますが、歩いている人のぼう音をなりそうときは自転車からおりて、自転車を押してわたります。



#### そのほかにも注意すること

●傘をさしたまや、荷をもったまま乗ってはいけません。



●イヤホンや音楽をきいたり、まわりの声や音が聞こえないようにしてはいけません。



●ブレーキがきかない自転車に乗ってはいけません。



#### 保護者の方へ

お子さんが乗る自転車を点検して、不良部分がある場合には、自転車販売店などで、整備をしましょう。東京都では、自転車利用者の対人賠償保険への加入が義務となっています。



【東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例】  
条例に関して詳しくは [東京都自転車条例](#) [検索](#)

発行日 令和4年4月 編集・発行 警視庁交通安全情報課

### 禁止事項 ルールを守って安全運転を心掛けましょう!!

#### ① シャ断路切入り



路切の運転が禁止されています。警報機が警報している間は、路切に入ってはけません。【道路交通法第33条】

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

#### ② ブレーキ不良状態でい自転車運転



ブレーキは前車輪と後車輪ともに備えていなければなりません。【道路交通法第63条の9、道路交通法施行令第9条の5】

罰則 5万円以下の罰金

#### ③ 傘差し運転



傘を差す、物を持つなどの行為で視野を妨げたり、安定を失うような方法で自転車を運転してはいけません。【道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条】

罰則 5万円以下の罰金

#### ④ 携帯電話使用運転



自転車を運転しながら携帯電話を手で持って通話したり、メール等を送ってはいけません。【道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条】

罰則 5万円以下の罰金

#### ⑤ イヤホン等使用運転



イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、運転に必要な音の音や声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。【道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条】

罰則 5万円以下の罰金



### ⑥ 子どもを自転車に同乗させる時は乗せ方のルールを守りましょう

#### 乗車人数

原則として運転者以外の人を乗せることができません。ただし、次の場合は幼児を同乗させることができます。【道路交通法第97条、東京都道路交通規則第10条】

##### 1 一般の自転車

16歳以上の運転者は、幼児用座席を設けた自転車に小学生以下の幼児を乗せることができる。【道路交通法第97条】

##### 2 幼児2人用自転車

16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの2人用自転車に幼児2人を乗せる場合は、幼児用の座席を設けるために必要な構造及び幼児用座席を設けるための必要事項を備えなければならない。【幼児2人用自転車】ではない自転車の前後には、幼児用座席を取り付けて乗車をすることはできません。【乗車に2人を用いた場合は、運転者は幼児を乗せて運転する事はできません】

### ⑦ 使ってみませんか? 自転車用ヘルメット

自転車死亡事故の約8割(※)が頭部に致命傷を受けています

自転車用ヘルメットをかぶり、頭部を守ることが重要!!



※平成3年中の自転車死亡事故死者の77.8%が頭部に致命傷を受けています。

#### ⑧ 自転車利用者は、対人賠償保険等への加入が義務です

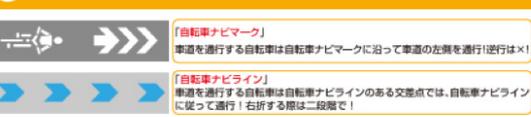
男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車走行中、歩道と車道の区別の無い道路において、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は踵骨骨折等の傷害を負い意識が戻らなかった。【神戸地裁 平成25年7月4日判決】

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかかり手前から車道を斜め横断し、対向車線を自転車と直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失)が残った。【東京地裁 平成20年6月5日判決】

賠償額 9,521万円 賠償額 9,266万円

東京都では、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となっています。  
※東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 条例に関して詳しくは [東京都自転車条例](#) [検索](#)

### ⑨ 自転車ナビマーク・自転車ナビライン ~自転車の走行位置を示すマーク~



### ⑩ 自転車運転者講習制度

危険行為を繰り返す 3年以内に法律で定められた危険行為(信号無視等の15類型)を2回以上繰り返す。 公安委員会からの受講命令 公安委員会から、該当者に対し、自転車運転者講習を受けさせるための受講命令書が交付される。 自転車運転者講習の受講 自転車運転者講習の受講(3時間) 受講料金 6,000円 命令に従わない場合5万円以下の罰金

発行日 令和4年4月 編集・発行 警視庁交通安全情報課

警視庁では、自転車の正しい乗り方に関する交通安全教育用リーフレットを作成しています。「小学生向け」と中学生以上を対象とした「一般向け」があります。ダウンロードして活用してください。

